

全 員 協 議 会 会 議 次 第

日 時：令和6年12月20日

本会議終了後

場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 市営合葬式墓地の概要について

(資料No.1) 【市民生活部】

本会議終了後から10分

(2) 東御市太陽光発電システム等設置補助金交付要綱の改正について (資料No.2) 【市民生活部】

(1) 終了後から10分

(3) 滋野児童館の跡地等利活用について

(資料No.3) 【総務部】

(2) 終了後から10分

(4) オフサイト PPA 方式による太陽光発電事業について

(資料No.4) 【総務部】

(3) 終了後から10分

(5) 国民健康保険資格確認書の公印誤りについて

(資料No.5) 【市民生活部】

(4) 終了後から10分

市営合葬式墓地概要説明会

- ・ 日 時 令和6年12月15日(日)
午前10時から
- ・ 場 所 柵津公民館二階講堂
- ・ お問い合わせ先
生活環境課生活安全係 2
0268-64-5896

1 市営墓地検討の経緯

- | | |
|----------------------|---|
| ・平成10年～12年 | 旧東部町において、「研究委員会」、「アンケート調査」で検討。 |
| ・平成17年～18年 | 合併後、庁内にて検討。 |
| ・令和2年度 | 「市民まちづくり会議」から提案書が提出される。 |
| ・令和3年10月 | 「東御市墓地のあり方検討委員会(10名)」を設置する。 |
| ・令和4年9月28日 | 「東御市墓地のあり方検討委員会」から提言書が提出される。 |
| ・令和5年2月 | 「東御市市営合葬式墓地建設庁内検討員会」を設置する。 |
| ・令和5年5月30日 | 「東御市まちづくり審議会」に諮問し、答申を得る。 |
| ・令和5年12月 | 「東御市市営合葬式墓地建設庁内検討員会」にて「東御市市営合葬式墓地整備の方針(案)」を策定する |
| ・令和6年2月15日
～3月15日 | パブリックコメントの実施 |
| ・令和6年5月1日 | 東御市市営合葬式墓地整備の方針の決定 |

2 東御市市営合葬式墓地整備の方針

1 目的

近年は、少子高齢化や核家族化に伴う家族観の変化等により、墓地のニーズも多様化し、墓地の継承についての問題を抱える人たちが増えるなか、令和6年度以降に市営の合葬式墓地を整備するとともに、福祉的な施策を組み合わせ、市民の安心に寄与することを目的とする。

2 使用要件

- (1)市内在住で墓地のない者
- (2)市内在住で既存の墓地はあるが管理ができない者
- (3)市内在住で引き取り手がいない者
- (4)その他市長が認める者

3 選定地要件

- (1)市有地であることを基本とする
- (2)面積は3,000㎡未満

4 施設概要

構造 鉄筋コンクリート造平屋(地下カロート※)
延床面積 16㎡～20㎡ 敷地面積:3,000㎡未満
収容体積 $2.0\text{m} \times 2.0\text{m} \times 1.0\text{m} = 4\text{m}^3$
収容体数 500～700体

5 整備期間

令和6年度～7年度(予定)

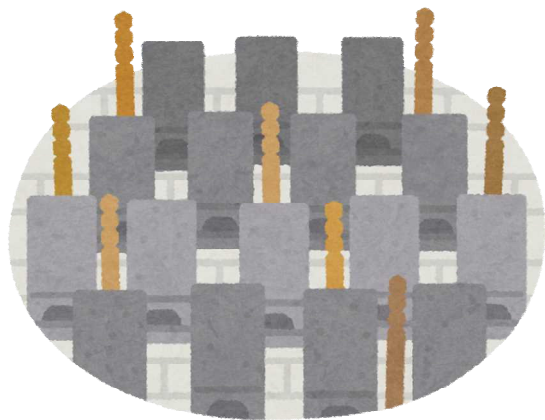
6 今後の予定

令和6年度上半期:候補地決定
令和6年度下半期:設計委託
令和7年度 :建設

3 合葬式墓地とは

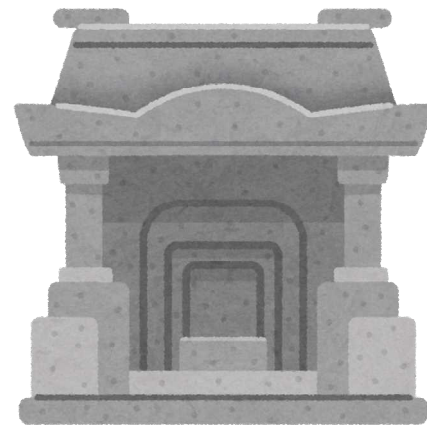
従来のお墓

- ・家や親族単位で墓石を建て埋蔵する。



合葬式墓地

- ・複数の焼骨を合同で埋蔵する。

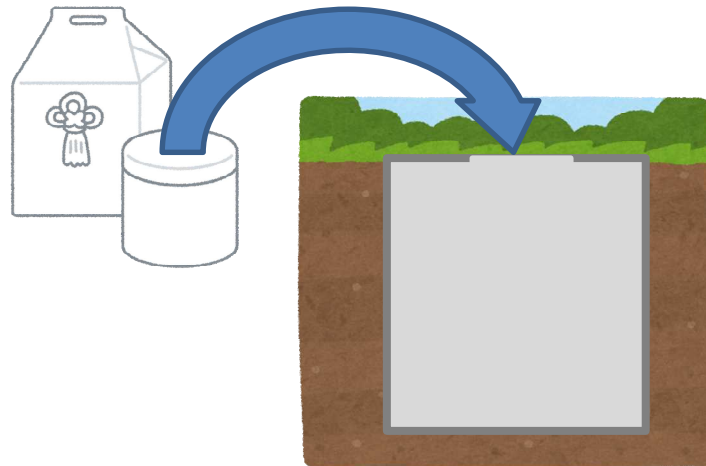


4 地下カロートとは

カロートとは遺骨を納める場所を意味しています。

市では、骨壺等の容器から取り出した遺骨のみを、地下に設置したカロートにまとめて埋蔵する方式を考えています。

複数の遺骨を一か所で埋蔵するため、後から個人の遺骨を判別することはできません。



5 個別納骨について

市営合葬式墓地は、地下カロートにまとめて埋蔵する方式を基本と考えていますが、行旅死亡人や身寄が分からなく、納骨時点では引き取り手のわからない方等への対応として、一定期間棚やロッカーに、骨壺等の容器に入った状態で個別にお預かりをする「個別納骨」も必要であると考えています。



・高峰聖地公園合葬式墓地の内部(小諸市)

6 使用要件について

- ・市内在住で墓地のない者
移住者の方等で、自分が入るお墓がない方を想定しています。
- ・市内在住で既存の墓地はあるが管理ができない者
先祖代々のお墓はあるが、今後の管理が難しく墓じまい等を行う方を想定しています。
※まずは、所有者とお寺等の調整を最優先で行っていただく事が重要と考えています。
- ・市内在住で引き取り手がいない者
身寄りがおられない方、身寄りが判明しない方などを想定しています。
- ・市長が特に認める者
行旅死亡人等を想定しています。

7 運用等について(予定)

(1) 設計

- ・構築物及び敷地について、周囲に溶け込み、違和感のない形状を目指す。
- ・焼香台、献花台及び墓誌(名板)等については設置しない。

(2) 運用

- ・埋蔵は焼骨のみに限定する。
- ・市では供養等の宗教的儀式は行わない。

※予定のため、決定ではございません。

8 他市の合葬式墓地



・東山霊園合葬式墳墓(合葬墓)(塩尻市)

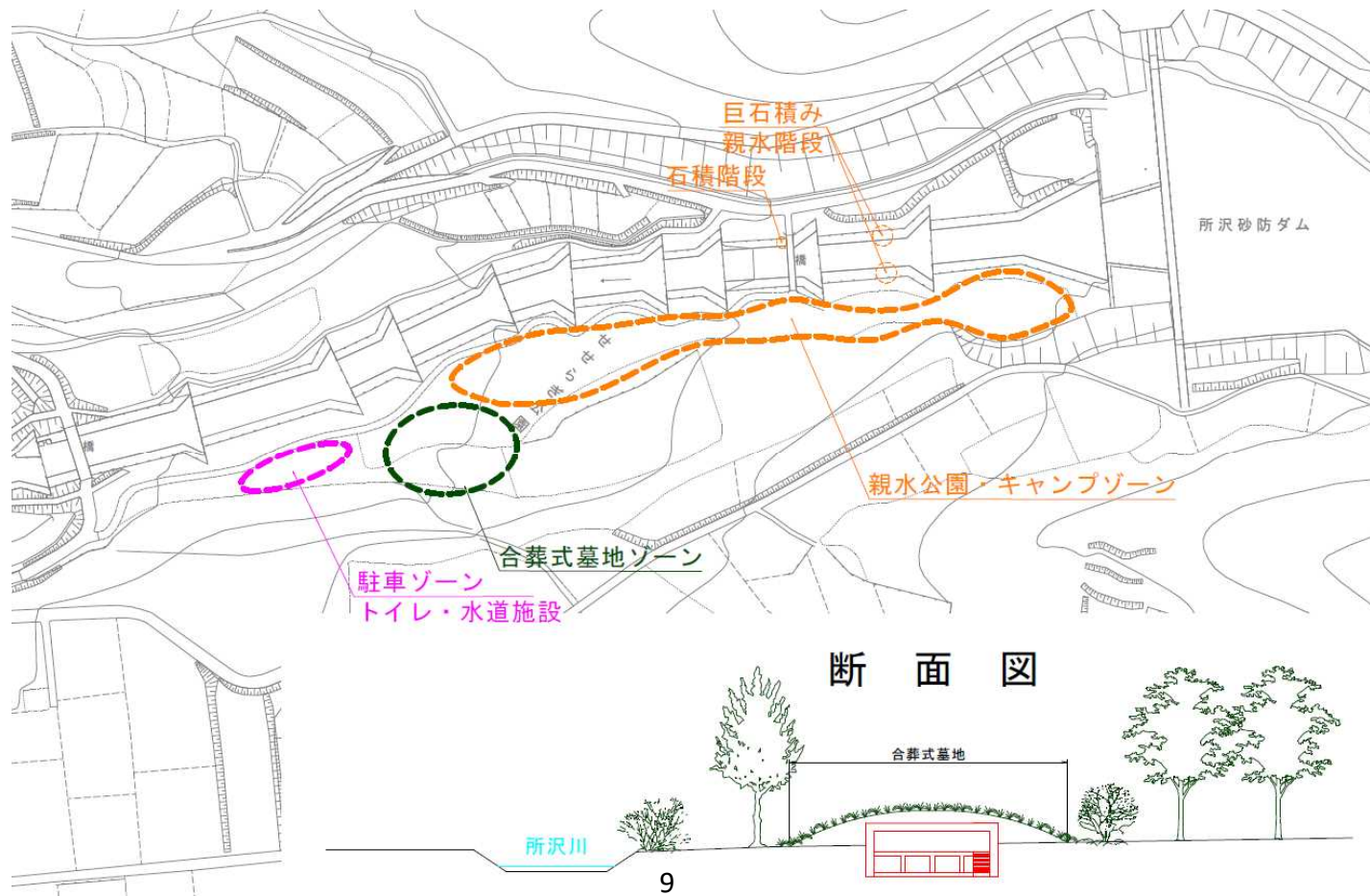


・高峰聖地公園合葬式墓地(小諸市)



・潮見坂平和記念公園合葬式墓地(春日井市)

9 せせらぎ公園イメージ図



東御市太陽光発電システム等設置補助金交付要綱の改正について

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した、東御市太陽光発電システム等設置補助事業において交付要綱の一部を改正します。

（１）改正概要

太陽光発電設備設置事業（重点対策加速化事業）及び定置型蓄電池設置事業（重点対策加速化事業）について、以下の改正を行います。

- ①補助金の上限額を改正します。【令和７年１月１日～】
- ②設置事業者に関する交付要件を廃止します。【令和７年４月１日～】

（２）改正内容

①補助金上限額の改正について

【一般住宅用】

設 備	現 行	改正案
太陽光発電設備	1 kW あたり 70,000 円 上限 5 kW (350,000 円)	1 kW あたり 70,000 円 上限 15 kW (1,050,000 円)
定置型蓄電池	蓄電池価格の 1 / 3 上限 10kWh 相当 (516,000 円) (1kWh あたり 155,000 円以内)	蓄電池価格の 1 / 3 上限 30kWh 相当 (1,549,000 円) (1kWh あたり 155,000 円以内)

【民間施設用】

設 備	現 行	改正案
太陽光発電設備	1 kW あたり 50,000 円 上限 100kW (5,000,000 円)	改正無し
定置型蓄電池	蓄電池価格の 1 / 3 上限 20kWh 相当 (1,266,000 円) (1kWh あたり 190,000 円以内)	蓄電池価格の 1 / 3 上限 60kWh 相当 (3,799,000 円) (1kWh あたり 190,000 円以内)

②設置事業者に関する交付要件の廃止について

「市内に本店又は支店を有する者」または「信州の屋根ソーラー事業者認定制度の最新の実施要項に基づく認定事業者」により設備を設置させるものとする交付要件を廃止します。

（３）改正理由

想定する導入量を超える申請が散見され、また幅広い事業者の参入を可能とすることにより、再生可能エネルギーの最大限の活用が推進されるため。

滋野児童館の跡地等利活用について

1 施設の概要

- (1) 施設名称 : 滋野児童館
- (2) 所在地 : 東御市滋野乙 507 番地 7
- (3) 施設の竣工 : 平成9年4月1日(築27年)
- (4) 施設の構造 : 木造平屋建て
- (5) 延べ床面積 : 298.94 m²
- (6) 敷地の面積 : 貸付地: 約 4,000 m² (4筆)
- (7) 都市計画制限 : 用途指定なし
- (8) その他 : 令和7年4月、新滋野児童館開館に伴い、用途廃止の予定。

2 今後の予定

- (1) 庁内跡地等利活用希望調査
 庁内における跡利用等希望調査実施中(12月25日まで)
- (2) 跡地等利活用公募(※庁内照会結果により公募を中止する場合があります。)
 - ① 公募の実施 : 令和7年1月以降
 - ② 審査及び候補者の特定 : 令和7年2月～3月



オフサイトPPA方式による太陽光発電事業について

標記事業について、公募型プロポーザルを行ったところ、2者から提案があり、下記事業者を受注候補者に特定しました。

今後、現地調査・測量、太陽光発電設備設置の設計、電力供給先公共施設の選定、事業説明会及び諸手続き等、早期稼働に向けて取り組んでまいります。

1 事業概要

オフサイトPPA方式(※)により、公有地に太陽光発電設備を設置し、当該設備で発電された電力を公共施設に供給することで再生可能エネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出抑制を図る。

※電力需要施設の敷地外に太陽光発電設備などの再生可能エネルギー電源を設置し、発電された電力の供給を受ける仕組み

2 公募型プロポーザル評価結果

受注候補者の名称 : 株式会社エコパワーとうみ

事業を行う場所 東御市下之城 990-3 他 約 9,000 m² (下図①②の合計)

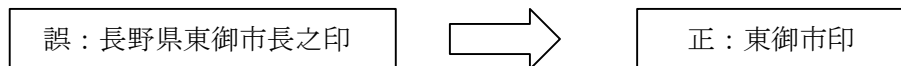


国民健康保険資格確認書の公印誤りについて

市民生活部 市民課

1 経過

12月16日（月）に国民健康保険システム委託業者である株式会社電算より他市町村で資格確認書へ押印される公印（電子公印）の設定に誤りがあったと連絡があり、当市でも確認したところ、誤りがあった。



2 原因

委託業者において、12月2日から交付される資格確認書に印字する電子公印の設定がされておらず、市においても確認不足により、正しい公印（東御市印）とは別の誤った公印（長野県東御市長之印）が印字されてしまった。

3 対応

委託業者から電子公印を設定する操作について指示を受け、正しい公印を設定した。

12月2日から16日の間、東御市国民健康保険被保険者18名に資格確認書が交付されていることを確認し、16日付でお詫びの文書とともに正しい資格確認書を郵送した。

今後、同様の事案の再発防止のため、これまで以上に確認作業を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。